

# **交運労協 FAX ニュース NO. 5**

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2020年11月20日  
TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570 発行人 高松 伸幸

## **【超党派の議員立法として提出・7年ぶりの改正】**

### **交通政策基本法改正法案が衆議院国交委で可決！**

2013年に交通政策基本法が成立して以降7年が経過したが、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増すばかりであり、今回のコロナ禍によって、さらに追い打ちをかけられている状況だ。

そうした中、今国会に超党派による議員立法として提出された交通政策基本法および国土強靱化基本法の改正法案について、11月20日、衆議院国土交通委員会で質疑が行われた。質問に立った古川元久議員(国民民主党)は、改正法案について以下のように政府参考人の見解を質した。

#### **～財源の安定的な確保について～**

(古川議員) 公共交通を維持することによって、医療や福祉、まちづくり等の多様な行政施策の費用を節約することが可能となるクロスセクター効果が注目されている。コロナ禍が公共交通の事業環境に劇的な変化をもたらしている今こそ、縦割り行政から脱却し省庁横断的な財源の安定的な確保の在り方について、社会的な合意を図る時期に来ているのではないかと。

(久保田雅晴国交省公共交通・物流政策審議官) 国交省として、今般、総理から指示のあった経済対策として、感染症対策の新技术などを活用した地域公共交通の維持、活性化のための支援を盛り込むべく調整を行っており、アフターコロナも見据えて、各地域の公共交通の維持、活性化に向けた取り組みや経営改革に向けた努力などを前提に、強力な支援を検討している。関係省庁、地方自治体と連携して、公共交通の機能が維持されるようしっかり取り組んでいく。

#### **～公共交通における安全・安心の確保について～**

(古川議員) 今回のコロナ禍によって、公共交通の利用が低迷しているが、安全で安心な輸送サービスの提供は社会的要請でもある。したがって、まずは国が科学的見地に基づいた公共交通の安心感の醸成に向けて、事業者と連

携した取り組みを推進するとともに、広く社会に発信していく必要があるのではないかと。

(馬場崎靖国交省危機管理・運輸安全政策審議官) 公共交通機関を安心して御利用いただくために事業者が講じている感染予防対策について、広く社会に発信していくことも重要であると考えている。各事業者等において積極的に情報発信を行っていただいているが、国交省としても、様々な機会を用いて情報発信に努めてまいりたい。

#### ～人材の確保・育成について～

(古川議員) エssenシャルな産業としての公共交通事業の存在が注目を浴びている中、そこで働く方たちの使命感にのみ委ねるのではなく、その社会的役割に見合った賃金と労働条件の確立が求められていると考える。事業基盤の強化と人材の確保・育成は表裏一体のものであることを踏まえ、公共交通事業者の皆さんの労働条件改善に向けた施策について、見解を伺いたい。

(久保田審議官) エssenシャルサービスであるバス、タクシーなどの従事者の担い手不足、高齢化が進展する中、その労働条件を改善し、人材確保を図っていくことは交通政策における重要な課題であると認識している。今後とも、厚労省などの関係省庁と連携して、公共交通における労働条件の改善に必要な施策に取り組んでまいりたい。

以上の質疑終了後、採決に移り、起立多数で可決された。続いて、8項目からなる決議の趣旨説明が行われた後、採決に移り、起立総員により委員会決議とされた。

交通政策基本法改正法案は、今後、衆議院本会議にて可決後、参議院に送付される予定である。交運労協は、同法案の今国会での成立をめざすとともに、エssenシャル産業としての交通運輸産業の持続可能性に資する法改正となるよう引き続き取り組んでいく。

以 上

#### 【添付資料】

- ・ 「交通政策基本法及び国土強靱化基本法の改正案概要」
- ・ 委員会決議「交通政策及び国土強靱化に関する件」